

平成25年9月第23回互理町議会定例会会議録（第3号）

○ 平成25年9月10日第23回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（17名）

1 番 鈴木洋子 2 番 高野孝一

3 番 熊田芳子 4 番 小野一雄

5 番 佐藤正司 6 番 安藤美重子

7 番 百井いと子 8 番 鈴木高行

9 番 鈴木邦昭 10番 渡邊健一

11番 四宮規彦 12番 高野進

13番 熊澤勇 14番 佐藤アヤ

16番 鞠子幸則 17番 佐藤實

18番 安細隆之

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（17名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総務課長	佐 藤 浄	企画財政課長	吉 田 充 彦
用地対策課長	佐々木 人見	税務課長	佐 藤 邦 彦
町民生活課長	鈴 木 邦 彦	福祉課長	阿 部 清 茂
被災者支援課長	齋 藤 幸 夫	健康推進課長	佐々木 利久
農林水産課長	東 常 太 郎	農業委員会事務局長	菊 地 和 彦
商工観光課長		都市建設課長	日 下 初 夫
兼わたり温泉鳥の海所長	酒 井 庄 市	上下水道課長	作 間 行 雄
復興まちづくり課長	千 葉 英 樹	教育課長	岩 城 敏 夫
会計管理者兼会計課長	鈴 木 久 子	生涯学習課長	熊 澤 一 弘
学務課長	遠 藤 敏 夫		
代表監査委員	齋 藤 功		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	丸 子 司	参 事	牛 坂 昌 浩
主 事	櫻 井 直 規	兼庶務班長	

議事日程第3号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

午前10時00分 開議

議長（安細隆之君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、8番 鈴木高行議員、9番 鈴木邦昭議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（安細隆之君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き質問を継続いたします。

通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。

順次発言を許します。

3番。熊田芳子議員、登壇。

〔3番 熊田芳子君 登壇〕

3番（熊田芳子君） 3番 熊田芳子でございます。

私は、2点のことについて質問をさせていただきます。防災についてと自動体外

式除細動器（A E D）についてでございます。

まず1点目でございますが、自主防災組織の訓練等につきましては、それぞれの地域で独自でオリジナルのを行っております。町としても訓練方法などについて、この自主防災組織に指導を行っているのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） お答えいたします。

自主防災組織の訓練については、基本的に毎年6月の第2日曜日に実施しております町の総合防災訓練に合わせて行っていただくようお願いをしておるところであり、訓練の方法や内容については、各地区において実情に合った独自の訓練実施にお任せをしておるところであります。

また、災害時に対応できる指導者の育成といたしましては、宮城県で行っております防災指導員養成講習会の参加にも積極的に受講していただいております。各地区の自主防災組織の中で中心となって活動していただいているものと思われま。災害時においては、今後も共助の大切さを認識していただくよう努めるとともに、町内全自主防災組織の代表者で構成する亙理町自主防災会連絡協議会において、各自主防災組織でそれぞれ実施している活動内容等の情報交換の場として活用を図り、防災意識の向上を図ってまいりたいと思っております。

議 長（安細隆之君） 熊田芳子議員。

3 番（熊田芳子君） ただいまの町長の答弁で、自主防災組織の協議会で年に1回か2回ほど皆さんで集まっていただいて、そこで自分たちがこういうふうなことをやっている、体験発表みたいなことをしているということの答弁をいただきました。

そもそも自主防災組織というものは、どうしてでき上がってきたかということ、これ阪神・淡路大震災が元年なんですね。結局、公助、神戸の消防本部のほうが被災して消防車も通れない、あと救急車も倒れた建物で道路がふさがってしまって、それが通れない。ですから、近所でお互いに助け合っているいろいろな人たちが、近所お隣同士で助け合って、そして人命を救助したということが非常に明るく取り上げられております。

この、私は1年に一度のこういった自主防災総合訓練にどういった、例えば具体

的に、消防士は呼べないんですね、そのときは。役場からそういった出前講座みたいなことをやっているとかそういう具体的に教えていただかないと、毎年1回区長さんたちは非常にこれ悩むんですね。何をこの次はやったらいいかということで。そういう点で、具体的に過去3年間の中でこういったものを各地域でやっているということをお話お願いしたいと思います。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 各地区での自主防災組織の活動全てを把握しておるわけではございませんが、代表的なことを申し上げますと、各地区の高齢者の方を地区内のリヤカーに乗せて、その公会堂のほうに運ぶとか、そういったことでまずもって地区内の身近なことでの活動をされているというのがほとんどのようでございます。あと、独自に避難経路を見回りながら、どこが安全な経路だというふうなことを調べているというふうな自主防災組織もございます。

そういった形で、町のほうでは、先ほど町からの出前講座等ありましたけれども、防災訓練の当日につきましては全職員がそれぞれの立場で訓練のほうに参加するものですから、なかなか各地区のほうに出向くというのは難しいんですけども、日にちを変えて独自に開くということがあれば、消防署とも連絡をとりながらご相談に応じるということも可能だというふうに考えてございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 熊田芳子議員。

3 番（熊田芳子君） 自主防災組織の訓練の中で、やはり情報を共有するということが大変大切だと思いますので、今後1年に一度集まって、各地区のそういう発表がありましたら、ぜひペーパーに印刷して、婦人防火クラブとかそういった関係のところ流していただきたいと思います。

次、2点目に入ります。

平成22年3月定例会で、「阪神・淡路大震災のときに通電火災が500件以上発生しているの、避難する際にはブレーカーを切るということを周知してほしい」という私の質問に対して、町長は「安全・安心な面で広報に向けてまいる」と答弁されております。この東日本大震災では、その教訓ですね。それはどのように生かされたのかをお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ご案内のとおり、3.11東日本大震災時においては、ライフラインの一つである電気が町内全域で停電いたしたところでありました。被災地域を除き、この内陸部におきましても5日から6日間ほど復旧までに時間がかかったところがございます。復旧までの間、東北電力とは復旧に関しての協議を何回となくさせていただき、復旧完了による送電時には、通電に関しての注意喚起についての周知を徹底してほしい旨の相談をさせていただきました。それにより、ラジオ放送を初めPRカーによる復旧状況の周知に加え、感電・漏電事故防止に向けた注意喚起を行っていただきました。

また、被災地域での送電再開に当たっては、電気主任技術者や住民立ち会いのもと戸別に屋内配線の健全範囲を確認し、安全が確認できた後に送電することや不在などで屋内配線の健全性が確認できない場合は、安全のため送電を保留している旨のチラシを配布し、持ち主からの連絡を受けてから送電開始を行うなど徹底した管理をしていただきました。このことによりまして、本町においては通電による火災発生はなかったと認識しておるところであり、町といたしましても、現在作業を進めております防災マップの中にも通電火災の防止の周知を図るとともに、今後とも東北電力とは災害時を含めた協力体制の維持に、そして構築に努めてまいりたいと思っておるところでございます。

議長（安細隆之君） 熊田芳子議員。

3番（熊田芳子君） ただいまの町長の答弁で、1歩も2歩も前進していることに私はびっくりいたしました。結局、災害によって電気が途絶えたときに、また電気が復旧するときにはすぐにもう電気を通さないで、一戸一戸の住宅を点検して、「このうちでは電気を流してもオーケーだな」ということのサインが出て、初めて電気が通電するというところで、通電火災がそこで全く防げるわけでございます。

また、この東日本大震災の電気が復旧したときの火災は、通電火災は、1件も互理町ではございませんでしたが、まだ原因ははっきりわかっておりませんが、それらしき、通電火災かなと思われるような火災が1件あるということで、新潟県中越地震のときは阪神・淡路のそういった苦い経験を生かして、1件も通電火災が起きなかったとそういった教訓をまず生かして、我がこの本町でも通電火災は必ず…

…。

これは、なぜ通電火災がだめかと。火災保険に入っているけれども保険が全くおきないわけなんですね。地震保険に入っていた場合は通電火災はありますが、そういったことで自分たちの財産を全て失ってしまうということで、阪神・淡路のときも通電火災で裁判まで起きているような状況だったんですね。ですから、町民の皆さんにそういった苦い経験をさせたくない一心でこういった質問をしたわけでございますけれども、そうしますと今後の防災計画のマップの中に、この通電火災を防ぐということ明記するわけでございますか。もう一度、答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この東日本大震災以降、東北電力岩沼営業所長並びに担当者と共に2回ほどこの通電に伴います打ち合わせ等々を行って、今回の震災では通電による災害がなかったということも、東北電力、そして町としても本当に安心したまちづくりができたなと思っておるところでございます。

そういう中で、防災マップの中で、この通電による火災防止のための1項目を設けたいと思っておるところでございます。

議長（安細隆之君） 熊田芳子議員。

3番（熊田芳子君） それでは、3番目に入らせていただきます。

東日本大震災での水不足、断水しましたよね。その水不足の際に、各地区内に数カ所、井戸があったんですね。その井戸ね、大変役に立ちました。そこでお伺いいたしますけれども、また今度いつ起きるかわからないような宮城県沖地震も発生するわけですが、この災害時に備えて提供していただける家庭のこの井戸水の検査、これを定期的に行っていく計画はあるのかどうかということでお尋ねしたいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 井戸水の点検については、宮城県沖地震が99%の確率で来ると言われており、その際にはやはり飲み水が大事だということで、先取りするような形で、平成20年度に初めて自主防災組織の中で災害時に使用したい井戸水、各行政区役5カ所ぐらいをピックアップいたしまして、町内全体で135カ所の井戸水の水質検査をいたしました。その結果につきましては、135カ所のうち75カ所が適合する

結果となったところでございます。その後においては、東日本大震災もあり水質検査は実施しておりませんが、この井戸水の水質検査によりまして本当にこの震災の際には大いに役立ったということで、この井戸水のあるところに住民の行列ができたということでございます。

うちのほうの副町長も井戸水の検査で適正だったんですけども、3時間ぐらいで水が切れたというそういう井戸もあるわけでございますけれども、やはりこれらについても今後の対策として、さらに今度の防災マップの中にも、計画の中に入れていたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 熊田芳子議員。

3 番（熊田芳子君） ただいまは、井戸水につきましては防災計画の中に盛り込んで、1年に一度水質検査を、75カ所の井戸水の適正な検査を年に一度はやらなきゃいけないという法律でありますけれども、それをこの防災計画に盛り込んで、今後こういった検査をしていくということによろしいですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 平成20年の際には135のうち75カ所であったわけでございますけれども、その当時はまさかこの東日本大震災がないということでなかなか件数が少なかったと私思っておりますので、さらにこの自主防災組織あるいは行政区長さんの協力をいただきながら、さらに井戸水があった場合についてもやはり検査の対象にして、できるだけ大きい井戸水にいたしたいと思っておりますので、この防災計画の中で1項目設けたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 熊田芳子議員。

3 番（熊田芳子君） 次の質問に入ります。

2番の自動体外式除細動器（AED）についてでございます。

自動体外式除細動器（AED）の設置状況と今後の計画についてお伺いをいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） AEDにつきましては、特に学校、公民館等の公共施設は、当然ながら設置しておるわけでございます。それと同時に、お医者さん、あるいはスーパー、企業等、人が多く集まる施設については設置されておるようでございますが、

町といたしましては、公共施設以外の設置場所については、現在亶理消防署のほうにおいて設置場所を亶理町AEDマップとして町民に広報するための準備を進めております。

これについては、平成25年3月現在、消防署のほうで取りまとめた結果でございますけれども、亶理町内66カ所に設置されておるようでございます。平成21年1月現在では42カ所ということございましたけれども、今回の3月現在では24カ所増という状況になっております。今後も新たな公共施設が出た場合については、当然AEDの設置を整備してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 熊田芳子議員。

3番（熊田芳子君） 9月8日の河北新報に、お隣の山元の議会議員の方が、自分の作業小屋が燃えまして、消防署のほうで事情聴取をしている間に心臓が全く前ぶれもなくとまってしまって、そこでAEDと人工呼吸と心臓マッサージで一命を取りとめたという報道がございましたけれども、やはり人の命を守るということでAEDがこれだけ貴重なものというか、人の命を守るためにぜひいろんな各地区に、特に被災があった荒浜地区には、今荒浜支所と荒浜小学校にはちゃんと設置してありますが、今後復旧した段階で各地区に、公共施設それぞれに置いていただきたいと思えます。

また、山元町高瀬にあります清掃センターは被災を受けましたが、すぐに回復と同時にAEDを設置したということを知って、ああ、やはり亶理郡内の管理者は齋藤邦男でございますので、大変それはやはり隅々まで、見えない部分にまで目が届いていると思って、私は感服いたしております。

それで、2番目の、昨年度4月から小児用パッドがない場合は、緊急的に大人のパッドも使用できるようになったと。昨年の4月からは、心臓マッサージ、要するに心肺蘇生法ががらっと変わっているんですね。そういったことで、町民の方々も知らない人が大変多くおられますので、そういった方々にどういうふうに周知したらいいかということをお尋ねいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいまお話のとおり、平成24年度からAEDの使用基準が記載されております心肺蘇生法のガイドライン2005年版の内容が改正され、ガイドライン

2010年版が運用されているところがございます。従来のガイドラインにおきましては、乳児に対してAEDが使用できませんでしたが、医療期間等で使用している出力設定を調整できる手動式除細動器を使うことが基本ではありますが、それがすぐには手配できない場合は、小児用電極パッドでのAED使用が勧告され、さらに小児用電極パッドがないような場合は、成人用の電極パッドを使用してもよいとされたものであります。

そのようなことから、互理消防署では応急手当講習会において救命処置の変更とあわせ、乳児に対する応急手当の中でAEDの使用方法について説明し、PRに勤めておるところでございます。

町といたしましても、今後、広報等を活用しながらPRに努めてまいりたいと思っておるところでございます。

議長（安細隆之君） 熊田芳子議員。

3 番（熊田芳子君） 私が平成15年に初めて町議会議員になったとき、6名おられましたが、すぐにもう2週間後に消防署に行って、新人議員が心肺蘇生法を、安細議長もそうですけれども、佐藤アヤ議員とか安藤美重子議員とか皆さんで消防署に出向いて、心臓マッサージとか心肺蘇生法、全て認定っております。

この際、お尋ねしたいと思いますのですが、昨年度の4月から人工呼吸とか全て変わったところを職員の皆さんが受講しているかどうか、私はそれをお尋ねしたいと思っております。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） 全てということではございませんが、職員に定期的に、要するに5年だったら5年で講習会終了後の「終了した」というものが切れますので、それを定期的に、職員をローテーションしまして実施しているという状況でございます。昨年から切りかえする方々が受講しているということでございます。今後その講習の期間が切れた者から順次、新たな形でということでの対応をさせていただければと思っておるところです。以上です。

議長（安細隆之君） 熊田芳子議員。

3 番（熊田芳子君） 認定証の期限が切れた者に対しては、心肺蘇生法の認定を受けるというお話でございましたけれども、昨年度の4月に変わった中で、人工呼吸をしな

いで、まず心臓マッサージから入るということをご皆さんに周知していただきたいと思いますが、そういうふうなところで非常に心配になってしまうんですけれども、
どういふふうなお考えをお持ちですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 応急手当講習会並びに心肺蘇生そのものについて、消防署のほうにお尋ねしたところ、24年度のこの講習会の開催日数が66回、そして受講された参加人数が1,364名という数字になっております。さらには、25年4月から8月までの講習回数が36回で、参加人数が565名ということでございます。

先ほど、健康推進課のほうで期限が切れたからということではなく、やはり今回の改正に伴いまして逐次、職員のローテーションを組みながら講習会に参加させたいと思っておるところでございます。

議長（安細隆之君） 熊田芳子議員。

3番（熊田芳子君） やはり亘理町も高齢化率がだんだん上がってきておりますので、役場に用事があって来た人が倒れたときにすぐに対応できるような態勢、全ての皆さんにそれを周知していただきたいと思っております。

それでは、これで質問を終わりにさせていただきます。

議長（安細隆之君） これをもって、熊田芳子議員の質問を終結いたします。

次に、17番。佐藤 實議員、登壇。

〔17番 佐藤 實 君 登壇〕

17番（佐藤 實君） 17番 佐藤 實でございます。

私は、2問について質問をいたします。

まずもって、1問目。

防災無線と情報収集、監視体制についてということで、防災無線は町内全域にデジタル化設置が完了しました。まず、今年度で全部終わることですが、ほぼ完了と私は見ております。FM放送も独立して情報を通報しております。また、災害時の放送は、先日NHK等の協力でいち早く町民に知らせよう協定を締結したわけでございます。しかし、亘理町全域の災害時の情報収集はどのようにするのか、また災害箇所の監視はどのようにするのか、次の4点をお伺いいたします。

1つ目として、津波の情報と海岸及び河川周辺の状況収集監視対策についてお尋

ねいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） お答えいたします。

ただいま佐藤議員からお話のとおり、防災行政無線のデジタル化については平成23年度から今年度で終了するという、昨日の一般質問でお答えしたとおりでございます。そういう中で、津波情報については各管区気象台からの情報伝達システムが、国、県、市町村との連携が構築されており、いち早く情報収集が可能になったわけでございます。

また、海岸については、ご案内のとおりわり温泉島の海の屋上に設置しておりますNHKの定点カメラ、そして河川周辺については国土交通省の河川情報カメラの情報を活用できるよう、データ取得体制の整備を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

議 長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 今、情報収集の一環として、国土交通省の河川情報カメラとかNHKの定点カメラを島の海温泉の屋上に設置しておると、そういうことを連結しながら亘理町独自の収集をするのかなと。進めたいという考えでございますから、まだやっておるわけではございません。これをもとに、これから徐々に進めていくのかなと思いますけれども、町民の方々はこの前の3.11の際に情報収集が、今とまたあのころの時事は変わっておりますけれども、あれを教訓に今後のそういう情報収集に進めていっていただきたいと思います。

特に、海岸周辺はもちろんのこと、内陸部でも今、海のほう、川のほう、どういうふうになっているのかというのが一番知りたかった情報なそうでございます。

私も調べてまいったんですが、その情報がいち早く我々の耳に入るのは何かと。今現在、FM放送とかNHKのテレビとかそういうものはありますけれども、一番困るのはそういうときに通報、情報収集よりも知らせる方法、まずもって電源の問題とかそういうふうになったときに、今後どのように考えておられるか。電源の問題、要するに津波とか地震とかでアンテナとか電線がもう通電しないと。そういうときの方法としては、いかに考えられるのか。その点、お伺いいたします。

議 長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 停電になった場合というふうなことでのご質問ですが、先ほど町長の答弁でも申し上げましたとおり、現在デジタル化に向けまして設備のほうを進めておりまして、今年度で全て完了するわけでございますけれども、その中で子機といいますか、屋外のスピーカーがついているやつがございますが、その中でも3つほど少し大きいもので建物の屋上についているものがあります。それが、東から行きますと鳥の海温泉の上、それから高屋小学校、それから荒浜小学校の3カ所の屋上のほうについてございます。そちらのほうについては、太陽パネルがついておりまして、日差しが一切届かなくても5日間大丈夫、蓄電できるようになっております。当然、その間、太陽が出ればさらに延びるというふうなものを屋上に設置してあると。

そのほかに、外に設置してありますほとんどの子局でございますけれども、それにつきましては蓄電式になっておりまして、それ、実は3日間停電の状態でも対応できる蓄電装置というのがございます。

さらに、役場のほうにあります本体のほうでございますけれども、これにつきましては発電機がついておりまして、これについては満タンで2日間ですから48時間対応できるというようなことで、現在も常に、目安としては半分程度常に入れておりまして、検査をしながらの、品質が下がった場合については入れかえをするというふうなことで、通常でもすぐ、どんな場合にでも使えるような状況というふうになっておりますので、燃料さえ入れれば、当然発電機でございますのでずっと使えるというふうな状況でございます。

また、参考に、FMあおぞら、そちらのほうにつきましても発電機のほうを準備しておりまして、そちらのほうで対応できるというような状況でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 実議員。

17番（佐藤 実君） 今、課長さんがお答えしたのは防災無線の件ですね。（「はい、そうです」の声あり）はい、わかりました。

じゃあ、そういうふうな形で、まず町民にいろいろな情報を伝達してほしいというのが、私、今質問した中で第1番目の要点でございます。それでは、そういうふうに進めていっていただきたいと思います。

2番目に移ります。

続いて、山間部の災害対策についてはどのように考えておられるか、お答えをお願いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ことしの豪雨あるいは台風によって、各地区において、特に四国・九州地方では大変なゲリラ豪雨によって被害を受けた地域、本当に大変お見舞を申し上げたいと思っております。

そういう中で、亘理町内の地形からいって、この西側に阿武隈高地が背後にあるわけでございます。そういう中で、やはり吉田、亘理、逢隈の西部地区を中心に宮城県が指定しております急傾斜地倒壊危険箇所という箇所がございます。そういう中で、やはり土石流の危険流域溪流区域が数多く点在しておるところでございます。このため、毎年これらの危険箇所については宮城県と合同で危険箇所等の点検の調査を行っており、また町単独でも同様に行っておるところでございます。

現在は、気象情報で大雨警報と土砂災害警戒情報が仙台管区气象台から同時に発表されることから、この情報をもとに総務課と都市建設課を中心に連携をとりながら、危険箇所の巡回を行って情報収集に努めておるところでございます。

ご案内のとおり、町の防災計画の中では、警報に大雨警報等があった場合には、職員が役場に出動し災害対策本部に集合すると。あるいは、地震の際には、震度4の場合についても役場職員が災害対策本部のほうに出動を願い、自分の持ち分の施設等の巡視、監視を行っておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 実議員。

17番（佐藤 実君） 山間部、余りにも3.11が大きかったもんですから海岸線のほうが重点に置かれておりますけれども、やっぱり災害はいつどういふふうなもので来るかわかりませんので、その点重々そういうことを思いながら町内のそういう危険箇所をいろいろ探して、そしてそういう災害を受けないような方法を考えていただきたい。

まずもって、今、町長さんからお答えいただきましたが、今意外と山間部は災害が若干薄らいでおります。というのは、常に雨降るたびに崩れておったあの四方山の北側の吉田西部の一ノ坂、あの周辺などは災害がしょっちゅうあったように私は

覚えておりますけれども、今は全然と言ってもいいくらい、通行量が少なくなったのか、それともあそこが強固になったのかその点はわかりませんが、今後そういうような箇所というのは、今のところ把握されておりますかね。お尋ねします。

議 長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） まず、急傾斜地の危険箇所でございますけれども、これにつきましては25カ所ございます。亶理地区が6カ所、吉田地区が4カ所、逢隈地区が15カ所でございます。

次に、土石流の危険渓流箇所というようなことがございまして、それも同じく25カ所でございます。これにつきましては、亶理地区が4カ所、吉田地区が4カ所、逢隈地区が17カ所というようなことで、こちらのほうは県のほうで指定されている箇所というようなことでございます。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 佐藤 実議員。

17番（佐藤 実君） 私は、そんなにないのかなと思ったんですけれども、やっぱり今そういうふうな危険箇所としての、大雨とかそういうのが、おかげさまというか、今町長さんが言われたように、九州あるいは鳥取、島根、あっちのほうの思いを見れば意外と少なかったというのが現状でありますので、今のこの危険箇所を十二分に点検しながら、いろいろ今後の対策を講じていってほしいなと思います。

続いて、3番目に移ります。

災害状況にもよりますが、津波等の現場に消防団員あるいは役場職員を配置できないときの対応として、どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 大震災の教訓を踏まえましてということでございますけれども、今回の東日本大震災の教訓を踏まえまして、当然ながら避難行動をとることが最重要であると考えております。

そういう中で、消防団活動においては、ご案内のとおり平成25年3月に亶理町消防団安全管理マニュアルを作成いたし、津波の災害が発生するおそれがある場合においては、到着予想時間等の情報をラジオ等より収集し、津波第1波が到達すると予想される時間のおおむね30分前には必ず避難場所に退避、逃げるということです。

ね、退避を完了し、避難した場所においては警報解除まで消防団活動を行うこととしておるようでございます。そのため、消防団員による震災直後の災害の情報収集については困難が予想されます。

また、役場職員においても避難を最優先としておりますので、同様に情報収集はできないものと考えられます。このことから、今後の災害の情報収集手段の一つとして、やはり先ほどお話しのとおり監視カメラの設置等が有力な手段の一つと考えられますが、現時点において復旧・復興事業が完了し、ある程度町の姿ができた状態で設置箇所の選定を行いながら、整備を考えてまいりたいと思っておるところでございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） この点につきましては、たまたま今回の3.11では役場の職員の方あるいは消防団員の方が、職務中に逃げ遅れたというような方はおらなかったようで、殉職扱いの方はありましたけれども、しかしながらそういう面ではいろいろな最後の後を引かないような状況で解決しておりますが、今問題になっているのはそういう役職において、その現場に携わった方が、たまたま誰もそれを確認できないために公務災害にならないという報道がありました、この前。こういうような悲惨なことで、そういう殉職に値するような方々が、職務上の出来事ということでそういう補償がなかったと。そういうことを考えてこの質問をしたわけでございますけれども、やっぱり団員の方あるいは職員の方が、いち早くそういう現場に出向いているのが現状でございます。

私も消防団員の経験がありますので、そういう活動もしておりました。そういう中で、やっぱりそういう方々をいち早く退避させ、そしてそれにかわるものとしてやっぱりさっきいわれた監視カメラとかそういうような手段を考え、そしてまたそれに向かっていろいろな場所、角度からこの現状、現地は今こういう状況にあるというその情報収集が大切ではないかと思っておりますので、その点もう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） やはり、この監視カメラによる設置が最も大事であるということ、さらにはご案内のとおり先ほどの熊田議員からの一般質問でもあったとおり、訓練

が最も大事ではなかろうかと思っております。

ご案内のとおり、亘理町におきましては、昭和53年の6.12の宮城県沖地震から毎年のように6月の第2の日曜日を防災の日ということで定めており、おかげさまで今回の震災におきましてもご案内のとおり荒浜地区の保育所、児童館、小学校、中学校、そして長瀬小学校等の児童、そして吉田児童館の園児に対しましても死亡者がなかったのも、これも訓練のたまものということを自覚しておりますし、今後ともこの防災・減災、そして防災計画あるいはマニュアルに伴いまして、それらの整備を早く進めなければならないと思っております。

それらについては、各団体であります町との防災会議においていろいろと議論をしておるところでございますので、今後とも安全・安心なまちづくりのために推進してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 復興会議でも我々の場所にちよくちよくお見えになった東北大学の今村先生が、国のそういう避難、退避の公務員の災害とか、そういう町の方々の被災あるいはそういう死亡事故のないような状況にやっておられる委員を務めておりました。その方が、きのうテレビでやっていたけれども、やっぱりおのおの各自で逃げると。逃げるのが大事だと。ただ、職務上逃げられない場合にはどうするのかと。それが一番ネックになるということをおっしゃっておりましたので、その点も踏まえながら、町当局も今後のそういう会議上ではいろいろ議題に挙げて、そしてその対策も講じていってほしいなとそういうふうに思っております。

続いて、4番目の今後の防災対策に対する当局の考えとしてお伺いをいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 今後の防災対策に対する考えについては、やはり東日本大震災を初めとする過去の災害における教訓を踏まえまして、効果的な災害対策を講ずるとともに強い揺れや長い揺れを感じた場合は、やはり津波警報等が発表された場合には迷うことなく、ただいまお話のとおり、迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始するなど、避難行動をとることの重要性をやはり町として啓発しなければならないと思っております。これについては、やはり町民一人一人の自覚そして努

力を促すことによって、被害を軽減していくことを目指してまいりたいと思っております。

また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるということから、災害時の被害を最小化する減災の考え方を防災の基本方針といたしまして、例え被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害をできるだけ少なくするようさまざまな対策を組み合わせながら、災害に備えていく考えでおるところでございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） この件については、やっぱり今、復旧・復興が第一優先ということに進めていかなきゃならない。そこでまたこういうふうな災害が起きたらどうするという、そういう愚問に関するようなことになりますけれども、しかしながら何度も言うようでございますが、いつ災害は起きるかわかりません。やっぱり備えと、今町長さんが言われたように、準備あるいはそういうような行動を踏まえながら町民一人一人の考えが大事だということで、世に言う「命てんでんこ」とか何とかという話がありますけれども、やっぱりそれはそれなりに各自おのおの、自己の考えで進めて、そして行動は単独行動じゃなくて、やっぱり二人、三人というようなそばの、近くの、そしてそういう避難対策に、弱い方々、年寄りとか小さな子供さんとか、そういう方々も同時に逃げるような方法を考えていっていただきたいと思っております。

まずもって、こういうことが起きないのに済むわけでございますけれども、長い揺れとか……。この前も私聞きました。長い揺れで、そしてごとごとと来るとか揺れが激しかったときは、1カ所のみで、そういう震源地が1つというときは余り津波が来ないんだなという勝手解釈をする方々がおりますので、そういう点も注意の要点に加えていただきたい。そして、おのおの自分勝手な判断、そして今テレビとかそういうマスコミの報道がいろいろ錯綜しているわけでございます。ですから、そういうことで何が、どれが一番大切なのか、そして誰の言うことが正しいのか、それが全然、みんな大事なことなんですけれども、何か余りにも多すぎて緩慢になってくるのが、私聞いた話の中で要点が絞られなかったというのが現在でございますから、その点も踏まえながら町当局として考えとそういう進めを1つに入れてい

っていただきたいと思っております。

続いて、大きな震災池の復旧進捗率はということでお尋ねいたします。（「堤防ね」の声あり）はい。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 続いて、防潮堤の災害復旧工事は、農林水産省が宮城県にかわって実施しており、今までの高さがT P 3メートルでございましたけれども、今回の震災によりまして沈下しております2.4メートル、その堤防の復旧については今回T P 3.6メートルに復旧することとし、全長3,806メートルを複数の工区に分けて工事を実施することになっております。

現在、甚大な被害を受けた排水機場や防潮水門の復旧工事を優先的に実施しているため、防潮堤工事は一部区間約600メートルの着工にとどまっており、残る防潮堤工事は平成27年度までの完成に向けて順次着手すると聞いておるところでございます。

少しでも早く完成していけるよう要望しておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 実議員。

17番（佐藤 実君） 鳥の海海岸の防潮堤計画と進捗についてということで、私、頭読まなかったもので、すみませんでした。

この点について、今お答えいただいたわけですが、確かにいろいろな面で進めておりますけれども、しかしながら他地区のことは他地区のことでそんなこと言わなきゃいいんでしょうけれども、各地区では進捗率ではかなり低いところ、うちの亘理町においては進んでおるほうだというふうに聞いております。しかしながら、今1つ目お伺いしますけれども、各地区が国で27年度までにそういう工事の確定をしなければ補助事業を打ち切るとか何とかという話が、それは気仙沼の状況でそれを聞いたんですけれども、気仙沼はいまだに湾内の防潮堤の高さあるいはそういうことが決まっていないという話から出た言葉ですけれども、この点については、亘理町ではそういう感じはないんですね。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 現在のところ、農林水産省あるいは各省庁にまたがる、そして町の

工事そのものについては、27年完了ということで考えております。

しかし、新聞等でもご案内のとおり、工事を発注してもなかなか人員不足あるいは資材の高騰によって不調等々があるということで、延びる箇所もあろうかと思えますけれども、現在のところ互理町においては工事不調がないということは本当に幸いかなと思っておりますけれども、やはりこの27年度は国のほうの目標年次ということで定めておりますけれども、やはりおこなっている地域あるいは工事執行が進まない場所については、やはり各団体が国に対しまして要望活動をしながら、再延長にしてもらいたいと思っておりますのでございますけれども、互理町については27年度完成を目標に取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 私の質問が悪かったですね。計画が確定していない場合は再延長は認めませんよという国の方針らしいので、27年度までの計画は全部策定して、国からの認可は受けているということですね。まだ受けていないとか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 現在、国からの認可を受けていない箇所もあろうかと思えます。これらについては、現在復興庁並びに国と各省庁との調整を行っておるということで、27年度までには全部完了する予定となっております。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 完了よりも、計画が決定してれば再延長も認めるという国の方針らしいので、本町においてはそういうことは全部計画どおりに進んでおって、できれば、早ければ27年度までには完了しますよというのが前提で進めているということに承ります。

そういう中で、市場の前とかそこには、要するに護岸堤というか、市場もあるから護岸堤というと結局高い、1メートルなり2メートルなんていうんじゃないで、どのような計画になったのか、その点、その後全然我々もまだ知らないんですけども、その計画についてはどういうふうになっていますかね。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） それでは、漁港海岸、市場の前、鳥の海温泉から菊地屋旅館さん前だの一連の関係でございますが、県のほうでは今計画を策定中ではござい

す。25年度中に策定して、26年に着手したいと。

基本的な考え方は、3.6メートルの高さで統一していきたいと。ただ、市場とかそういうところの出入り口をどうするのか、その辺を協議している最中でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） わかりました。

今、計画策定中で、これも今さっき言ったように27年度までには全部計画、そして着工に入るといってございまして、それで安心はしておりますけれども、しかしいろいろ各地域ではそういう景観を損なわれてはまずいとか何とかという話が出ておりますけれども、荒浜とかそういう町の話聞いておると、そういう計画よりもむしろ安全を考えてほしいというのが町民の方々の要約したお話でございます。

ただ、漁船とかそういう仕事の関係でどうしても高さが邪魔になるというような感じの方々もおるようでございますけれども、それはあくまでも堤防の設置とあわせた仕事のやりやすい、やりにくいのは、それは今後のいろいろな対策上で進めることだとも思いますので、その点も加味しながらいろいろと前に進んでいっていただきたいと思っております。

2番目に移ります。

荒浜中学校東側の農地の除塩と利用計画についてということでお尋ねをいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この件につきましては、平成24年10月に実施いたしました耕作者を対象とした意向調査がございます。その結果を踏まえまして、今後も農地利用する計画であり、除塩工事及び農地災害復旧工事は平成25年度以降に着手する予定になっており、この地区は地盤沈下、そして農地内の瓦れき混入量が著しいため相当の時間を要し、完了予定としておりますのは平成26年度を目指していきたいと思っております。よって、営農再開は27年度になると思っておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） この点については、今問題になっているのは、あのまま再使用するのか、農地として使えるのかどうかというのが一番懸念するところであります。ま
ずもって、あそこの農地というのは、昔から荒浜地域が、水上がったときに貯水と
いうかためる場所としてなるべくあそこを田んぼで残したいというのが、今までの
地権者とか、あるいは昔から荒浜地域に住んでいる方々のお話でありました。

私もそういうことをたびたび聞いておまして、「何で、あそこを埋め立てして
宅地にしたらばいいんじゃないか」なんてよくこの震災前はお話しておったんです
が、現状を見るとそういう話だったので、我々も「ああ、そういうものか」と思っ
たんですけれども、ただ排水機場、次の質問でありますけれども、排水とかそうい
う問題で今はそういう必要がないということで、農地でまた進めるのかなと、今町
長さんからお話伺ったのは農地として今は計画中ということでございますが、その
点についてももう一度お尋ねしたいと思います。農地として使うんですか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 本年度から瓦れき等々の撤去を行い、来年、26年度においては完了
する。そういうことで、27年度には稲作の植えつけができるという考え方で進めて
おるところでございます。

議 長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） わかりました。

あそこは農地にしないのかなと思っていたのでお尋ねしたんですが、あとその後
はこのまちづくりの中でいろいろ変更になっていくのかなと思いますけれども、そ
の点は後日改めてまたお伺いしたいと思います。

続いて、3番目に移ります。

荒浜排水機場の稼働はということでお尋ねをいたします

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 荒浜排水機場、通称荒浜雨水ポンプ場でございますけれども、この
災害復旧工事はポンプ場内の近い設備及び電気設備工事が、今年の7月末で完成を
いたしております。

しかし、ポンプ場から先につきましては阿武隈川までの放流渠、要するに放流管
ですね、及び排水樋門は町施工分と国土交通省施工分がでございます。町施工分につ

きましては、国の阿武隈川右岸堤防災害復旧工事に伴い、再度詳細設計を行いました。今年度内の完成を目指しております。また、国土交通省の施工分につきましては、荒浜排水樋管等災害復旧工事が本年7月末に工事発注をいたしております。それによりますと、平成26年の、来年の1月末に工事完了すると聞いております。

そういうことから、荒浜雨水ポンプ場の稼働については、本年度末、すなわち来年の3月に運転開始できるものと現在思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 聞るところによりますと、堤防の進捗率というか、5丁目の排水機場の前の堤防が完了すればすぐに管渠を施工して、排水機場は9月、10月あたりに動くというような感じで私は受けとめておったんですが、それは、じゃあ堤防の進捗率が若干おくらしているというような感じで受けとめてよろしいのでしょうかね。

議長（安細隆之君） 上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） 阿武隈川の堤防につきましては、国のほうの施工分といたしまして計画にのっとって進捗しておるようでございますけれども、ただその堤防の完成後でないと管渠分、国のほうで施工する分につきましても着工できないというふうなそのような状況になってございますので、そのような関係で管渠の部分につきましてはどうしてもおくれざるを得ないというふうな状況でございますので、その点ご理解いただきたいと思っております。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） わかりました。

ポンプ場の機械が設置されればすぐにも動くような感じで私受けとめておったので、それが来年の1月末ということで、約半年ぐらい遅れたのかなというそういう懸念を持ったのでお尋ねいたしました。それはそれで結構です。

しかしながら、今現在、先ほど言った質問の中であの荒浜中学校東側の農地、そこに結果的には雨水ポンプが排水できないために結構水がたまるわけですよ。今、夏じゃないので、これから秋、冬となってくるから、そういう虫とかそういう蚊の発生はないと思いますけれども、あるいはアオミドロのそういう水に関するそういう被害はないと思いますけれども、ただ水がたまっておるということ自体がいろいろ悪影響というか、そういう下が地盤沈下している場所ですから、それをもう

一つ排水のほうはどういうふうにされるようなんですかね。お尋ねいたしたいと思っています。

議長（安細隆之君） 上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） 現在の排水状況でございますけれども、臨港道路、あの築港大橋の南に2号樋管ございますが、そちらの樋管のほうに仮設的ではございますけれども水中ポンプ、125ミリから150ミリのものを6基ほど仮設的に設置いたしまして、それで打ち水を排水しておるといふようなことで、雨水ポンプ場の本稼働まではそのような体制でもって対応することにしてございます。以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） それは、じゃあ常に水がたまればすぐに排水、稼働するというところでいいんですね。

議長（安細隆之君） 上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） 常時、150ミリ2台につきましては稼働してございまして、あとはそのたまり具合によりまして全部動かすかどうかはその時点で判断しておるといふような状況でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） わかりました。

あの場所は、町長さんのいろいろな配慮とか、国交省に申し入れして、あそこにポンプ3台ぐらいですかね、一番多いときで、排水ポンプが車で来て排水しておったというのが、それが今課長が言われた排水方法ということで理解してよろしいんですね。

議長（安細隆之君） 上下水道課長。

上下水道課長（作間行雄君） そのようなことで結構でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 続いて、4番目に移ります。

避難道と鳥の海温泉の改修状況と周辺の開発計画についてお尋ねをいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 避難道路としては、議員の方々にもご報告申し上げているわけでございますけれども、東西線については4路線と二線堤の役割を果たす道路として1

路線、合わせまして5路線が復興交付金の対象であり、平成24年度においては、5路線の関係者に対しましての説明会と現況の測量調査を実施いたしましたところであり
ます。

測量調査は、路線により終了している路線もあり、今年度において測量調査の結果に基づき、道路の方線及び幅員についての説明会を開催し、用地取得に協力をいただいたところから順次工事に着手してまいりたいと考えております。

また、わたり温泉鳥の海については、ご案内のとおり平成24年度から亘理廃棄物処理JV工事事務所に寄宿舍として貸し出し、生活の場として使用していただきながら、大林組東北支店による改修工事も行っているところでございます。

現在の改修状況でございますけれども、1階の損壊部分を撤去した上でサッシ類、2階広間の畳、ボイラー、電力設備、エレベーターを復旧しており、源泉設備も改修を終え、温泉のくみ上げに支障がない旨を確認しておると。そして、2階以上の部分は最終的なクリーニングを残し、全て終了しておるということでございます。

1階につきましては、以前、事務室、地場産品売り場等があったことはご承知のとおりであります。今年度においては少なくとも利用者の通路となるロビー、トイレ等を整備したいと考えております。

今後は、町が復旧を進める水産センターが地場産品を扱う産直市場の役割を兼ね備えることとなりますので、わたり温泉鳥の海は温泉入浴を提供するという役割を再認識し、1階の利活用内容を含め必要な部分について引き続き検討し、方針が決定した時点で対応したいと考えております。

次に、鳥の海温泉周辺の整備につきましては、現在危険区域等土地利用計画策定業務方針調整会議において新たな土地のゾーニングを議論中でございます。先ほどの水産センターを含む「水産ゾーン」、わたり温泉やスポーツパーク施設を含む「公園緑地ゾーン」等が検討されておりますが、案が固まり次第、議員の皆様にご説明を申し上げたいと考えております。

行く行くは、スポーツパークを含め、運動、温泉、買い物というように訪れる方々が沿岸部エリアを周遊し、さらなる観光客等の集客を図り、賑わいのある荒浜を目指してまいりたいと思っております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 今、町長さんからいろいろお答えいただきましたけれども、まずもって避難道路についてでございますが、この点についてはいろいろ方線が決まったと言いながら、逆にもうちょっと方線がずれるかもわからないとかと聞いた、聞かないで、今その用地を持っている方がお話しております。そういう農地、あるいは今後その農地の近くに圃場整備とかそういうのも入ってくるので、早急にその点を進めていただきたいと思います。今、町長さんが言われたように、協力をいただいた方々から順次進めていくということでございますが、これはあくまでも避難道路でございますから、協力いただかなければできないと言いながらも、やっぱりある程度の進め方は進捗性のいい方法で考えていただきたいと思います。

我々も側面から、もしそういう方々が地権者であれば、知っている方々あるいはそういう方々にいろいろと応援をいただくように努力したいと思いますので、その点も組み入れながら早急に進めていただきたいと思います。

続いて、今の鳥の海温泉の周辺あるいは鳥の海の話で、ちょっとお話ありましたけれども、水産センターというのがあの周辺にできるというふうに聞いております。その水産センターが出たことによって、あの鳥の海温泉内部にあるふれあい市場とかそういうものはどういうふうになるのか、その点は確保というか、まだ建ってもいないのにそういうふうな話をするのはおかしいのか。今後、どういう対策を考えておりますかね。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 水産センターの建設そのものについての場所、市場の前、要するに競り市場の前に用地を確保しながら進めるということで、1階部分についてはふれあい市場、今までのわたり温泉的な内容。2階部分については漁協の事務室、そして3階が文科省の関係での水難所等々の設備ということで、現在検討しておるわけでございます。

そういうことから、わたり温泉の1階部分について、今調整会議のほうでどのようにするか、そして周辺整備についてもどのような形にするか、そして現在わたり温泉周辺そのものについては、ご案内のとおり防潮堤の建設のため、そして消波ブロックのための工事現場に、テトラポットの工事現場が互理町の土地を国並びに関

係工事部門にお貸しをしておるといことで、なかなかその辺がまだまだ進まない
いことで、現在総合的にわたり温泉そして水産センター、さらには野球場、陸
上競技場、それらの運動公園等、そしてちびっ子広場といか芝生的な内容をどの
位置にするか、それらの内容について、現在各担当によるところの調整会議を行っ
ておるところでございまして、これがまとめり次第、議会の方々にもご相談申し上
げながら実施計画をつくってまいりたいと思っておるところでございまして。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） わかりました。

その点で、一応ふれあい市場そのものがこちに、あるいは鳥の海温泉の中に入
るか入らないかわからない。今後の検討課題だといことになってはいますがけれど
も、私が思うのは、やっぱり鳥の海温泉の改修、今やっているわけですね。ある
程度貸しておきながら、今後の対応をしていると。その中で、そういう間取りとか
あの下ホール、あれを使うか使わないかによって、また内部にお金をかける度合
いが違ってくるのかなと思っしたので今お尋ねしたわけで、それはまだ時期尚早とい
うような感じで、来年の9月までだからまだ1年あるやとい話であればまた別の
問題としていきたいと思ひます。

鳥の海温泉再活用にしても、そういうような周辺の運動場、その点を踏まえなが
ら、いろいろと早く復活すればいいなど。いのは、わたり温泉鳥の海のこの温
泉を利用したいとい方々が、徐々にではありますけれども、「あの場所はな…
…」とみんなは思ひかもしれませんけれども、結構「温泉はまだなんですか」とい
うような話は聞いております。そういうことも踏まえながら、今後の対策として検
討していつていただきたいと思ひます。いろいろなゾーニング中とか何とかと今あ
りますけれども、それも踏まえていろいろ今後の課題にしたいと思ひま
す。

以上をもって、私の質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって、佐藤 實議員の質問を集結いたします。

この際暫時休憩をいたします。

再開は11時半といたします。休憩。

午前11時18分 休憩

午前11時30分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

次に、10番。渡邊健一議員、登壇。

〔10番 渡邊健一君 登壇〕

10番（渡邊健一君） 10番 渡邊健一でございます。

私は、1点としましてTPP（環太平洋経済連携協定）農林水産業分野について、2点としまして熱中症対策について一般質問をいたします。

ある新聞に、安倍晋三首相は3月15日首相官邸で記者会見し、TPP（環太平洋経済連携協定）交渉への参加を表明した。米国とともに新しい経済圏をつくる、国民との約束、政治公約は必ず守ると強調しました。しかし、交渉入りでは全ての物品を協議の対象とすることが基本とされ、米を初めとした日本の重要品目除外などが確保される担保がありません。さらに、TPP交渉の新規参加国は、既に合意された事項の遵守を求められるなど不利な条件が付される可能性が指摘されています。

農林水産業や地域経済への打撃だけでなく、国民生活の影響を懸念する団体や市民が参加反対を訴えてきました。しかし、十分な情報開示や国民的な議論もなく、参加表明が強行されたとありました。それで、質問いたします。

第1点ですけれども、TPP（環太平洋経済連携協定）農林水産業分野についてですけれども、（1）TPP参加が確定した場合、町民にどのようなメリット、デメリットがあるかお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） お答えいたします。

TPP参加については、現在国策として進められておるものであり、ただいま渡邊議員が申されたとおり、本年の3月に総理大臣が打ち出したわけでございます。そういう中で、本年4月に日本が交渉参加をいたしまして、8月30日に首席交渉官による会合が開催され、10月上旬に関係閣僚会議、そして本年末に交渉されることになっており、現段階では私のほうからお話することを控えさせていただきたいということでございます。（「じゃあ、私が」の声あり）

議長（安細隆之君） 渡邊健一議員。

10番（渡邊健一君） 私のほうから質問いたします。

政府の試算では、T P P 関税撤廃した場合の影響ということで、農林水産物の生産額 3 兆円の減少うち農産物が 2.6 兆円、食糧自給率が 39% が 27%、カロリーベースが 66% から 55% に減るんじゃないかと。あと、農業の多面的機能の創出額が 1.6 兆円程度で、農村で農業が継続して行うのがちょっと難しくなってくるんじゃないかなと私は思いますので、その点についてどう思いますか。町長のご意見をお伺いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 現時点で、先ほど申し上げたとおり、8月に首席交渉官による会合、そして10月には閣僚会議に伴います会合、そして最終的な判断については本年度末ということで発表されておるわけでございます。そういう中で、やはり亶理町の基幹産業は農業ということで位置づけされておるわけでございます。もし、それらの農業あるいは国民健康保険とか医療関係とか各分野があるわけでございますけれども、どのような形で最終的な判断になるかということを見きわめながら進めなければならないと思っております。

特に、先ほどのメリット、デメリットということでございますけれども、やはりこのメリットといたしましては、考えられますことは、やはり農産物が自由化されることによりまして品質のよい日本の米、そのものについては高い評価を受けておるわけでございますので、やはり企業的な経営で輸出を考えておる場合には経営者にとっては有利かなと思っておるわけでございます。

また、デメリットといたしましては、やはり関税の撤廃によりまして外国から安い農産物の輸入が行われ、そして日本の農業に対する大きなダメージを受けると考えられます。それとまた、外国そのものについての農産物の安全、すなわち食品の添加物、遺伝子の組みかえ等々があるわけでございます。それらの農薬の問題、さらには組みかえによるところの規制緩和も行われるというようなお話も聞いておりますので、やはり食の安全が侵されるということも考えられるわけでございますけれども、これらについてはやはり国の国策としての考えでございますので、現在のところその程度ということでご理解願いたいと思います。

議長（安細隆之君） 渡邊健一議員。

10番（渡邊健一君） ありがとうございます。

それで、主要国の、田んぼのですけれども、平均経営農地面積というのがありません。これは、農林水産省の農林業センサスの2005年版なんですけれども、主要国の平均営農面積はオーストラリアが3,385ヘクタール、アメリカが178.6ヘクタール、イギリスが55.6ヘクタール、フランスが48.6ヘクタール、ドイツが43.7ヘクタール、日本が1.8ヘクタールです。北海道は18.7ヘクタールありますけれども、この面積についてでもわかると思うんですけれども、私たち農家なんですけれども、農家競争が、さっき町長が言いましたけれども、品質のいいのは売れるところが大々的に負けるんじゃないかなと私は思っています。ですから、そういう点につきましてどのようなお考えあるかお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まだT P Pの最終判断が、ことし末に決定するというところでございまして、あくまでも仮定の話ということの内容でございますけれども、やはり日本国の面積、アメリカ、オーストラリアあるいはブラジル、あるいは中国等の面積は世界的な、あるいはカナダとそういう面積、大きさ、農作物の生産面積が多いということは十分承知しております。

しかし、日本そのものの、日本の経済を支えておるのも農業はもちろんでございますけれども、輸出そして輸入も、先ほど自給率の問題もお話がありましたけれども、外国から輸入しなければ日本の食糧が間に合わなくなる。それができないということも言われております。それらを兼ね合わせながら、やはり国として、よく安倍総理が言っておりますけれども、守るべきを守り攻めるべきは攻め、そして国益にかなったT P Pにいたしたいということで明言しておりますので、それらを期待しておるところでございます。

議長（安細隆之君） 渡邊健一議員。

10番（渡邊健一君） ちょっと話変わりますけれども、T P P交渉における国益を守り抜く会ということで、会長が森山 裕衆議院議員という自民党議連ですね、あるんですけれども、その立教大学の郭 洋春教授が講演したのがあります。アメリカと韓国なんですけれども、米韓F T Aの現実ということで、米韓F T A発効後、1年

で米国産の牛肉の輸入量が基準値で53.6%も増加し、韓国内の農業に大きな影響を与えたと報告があります。あと、協定発効後も内容の公開は不十分で、関税撤廃対象から除外されたと言われる米の扱いも、米韓両政府には2014年に再協議を始めるとの密約があるなど指摘されています。韓国では、法律が23件、施行規則が18件、告示例規9件などの改正が進み、T P P交渉で日本にも同様の懸念があると、農業だけでなくあらゆる産業に影響を及ぼし、米国の企業活動に唱和となる日本の法律や制度、習慣までもが大幅に変更される可能性があるという警告したとありますけれども、そういう点について町長はどうお考えかお伺いします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 国のほうの各団体あるいは農業団体、企業関係いろいろとお話がテレビ、新聞等でも報道されておりますけれども、まだまだその具体策については政府側で交渉するという運びになっておりますので、やはりこれからは私といたしましては国の動向を見ながら進めてまいりたいと思っておりますのでございます。

議 長（安細隆之君） 渡邊健一議員。

10番（渡邊健一君） じゃあ、2点に伺います。

国の動向を見て決めていきたいということでございますけれども、国によるT P Pの参加が決定した場合、町長はどのような施策を考えているかお伺いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） やはり、これらによってもし農林水産物が関税撤廃になった場合については、やはり亘理町だけでなく国全体としての施策をお互いに考えなければならぬ。そのためには、やはり県並びに関係市町村とも連携を図りながら、今後の施策の展開を図ってまいりたいと思っておりますのでございます。

議 長（安細隆之君） 渡邊健一議員。

10番（渡邊健一君） 国と県と連携して、国の全体の施策に従っていきたいというご回答です。

それで、T P P参加交渉の、ちょっとこれ参考なんですけれども、「T P P参加交渉からの即時脱退を求める大学教員の会」というのがありますけれども、全国大学教員の850人が結束しているそうです。東京大学名誉教授の醍醐 聡氏ら17人が

全国の大学教員に呼びかけて、そういう T P P の影響の試算をしています。これを見ますと、関税撤廃による農林水産物の生産減少額が国では 3 兆円と見込んだ政府統一見解を検証しています。その中で、農林水産物の生産減少額は約 3 兆 5,000 億円、全産業では約 10 兆 5,000 億円と算定してあります。政府が試算していない雇用、収入機会の喪失は農林水産業で 146 万人、全産業では 190 万人と予測しております。こういうこともありますので、本当に大変な T P P だと思います。

それで、もう 1 点だけちょっと言いたいですけれども、T P P の、何でアメリカ有利の本質ということで、あることが載っていました。①としまして、投資家保護条項、I S D 条項といたしまして、アメリカ……。

議長（安細隆之君） 渡邊議員、一般質問は町政に関する中での議論でございますので、国の評論家の部分についての答弁を町長に求めることは、この一般質問になじまないものかと思えますけれども。

10 番（渡邊健一君） ああ、そういう意味。はい。それで……。

答弁は求めません。

投資家保護条項とかラチェット条項とか、あと非違反提訴条項とかが、あとスナップバック条項などがあるというふうに私はお聞きしました。それで、1 点目であります T P P 交渉については、まだ仮定なんで本当に申しわけないんですけれども、答えにくいと思えますけれども、質問は、1 点目については終わらせていただきます。

2 点目なんですけれども、熱中症対策について。

町として、熱中症対策はどのようなことを行っているかお伺いたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 熱中症の対策については、ことし特に暑かった関係で、全国的にテレビあるいはラジオ等での放送と、新聞等での注意喚起が毎日のように報道されたわけでございます。そういう中で、町といたしましては平成 25 年度の対応ですが、特に対策が必要と思えます仮設住宅入居者に対しましては、7 月にチラシを作成し全戸配布するとともに、集会所の管理人やサポートセンター従業員等による巡回の見守りを行っております。これらについては、7 月 1 日から 20 日まで実施しました。

また、そのほかに、特定健診が行われたわけでございますけれども、その際に保健師による健康相談として、面談した際に生活習慣病の予防とあわせ、熱中症への注意を呼びかけました。

また、8月1日のラジオ体操の日に配布したチラシでのPRや、各集会所で行われる町づくり出前講座の健康講座の際にも、熱中症にかからないようにということで注意喚起を呼びかけたものでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 渡邊健一議員。

10番（渡邊健一君） 町では、仮設住宅に7月に各戸チラシ配布した、あとサポートセンターで保健のサポートですかね。いろいろやっております。

こういう対策をやっていますけれども、いろいろ熱中症の症状とか、どういうふうになったらどういうふうになるとか、そういう対策はやっているのでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 熱中症にかからない場合については、十分な水分をとる、そして真夏日以上になった場合については過激な運動を控えるというような体制をとって、やはりまずもって水分を十分とって、睡眠もとるということを喚起したわけでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 渡邊健一議員。

10番（渡邊健一君） 私のほうから言ったら申しわけないですがけれども、熱中症には熱失神とかあと熱けいれん、熱疲労、あと熱射病というのがあるそうでございます。そして、熱失神は末梢神経が拡張し血圧が下がり、めまいや失神、立ちくらみなどが起こる症状だそうでございます。熱けいれんとは、大量の発汗で血圧のナトリウム量が減少、手足などの筋肉がけいれんを起こす状態。あと、熱疲労というのは、大量に発汗することで脱水症状となり、吐き気や頭痛、だるさ、めまい、脱力感、倦怠感などが起こります。あと、熱射病。体温調節中枢の障害により体温が40度を超え、意識障害や全身の臓器に障害が起こるとなっております。

それで、熱中症にかかりやすいのは乳幼児や高齢者、あと激しい運動をする人、暑い環境で労働をする人たちであります。特に、高齢者はのどに渴きを感じにくいために注意が必要であるということです。

予防として、さっきも町長言いましたとおり、まず定期的な水分補給。1時間に

1回コップ半分程度の水を補給すればよいとなっています。また、特にお風呂後は脱水しやすいため、入る前後必ず飲むようにしていきたいということが書かれてありました。また、暑い部屋では積極的にクーラーを使ってほしい、そういうことが載っております。

熱中症は、重症度によって1度、2度、3度に分類されるそうでございます。熱失神と熱けいれんは1度で、水分補給や涼しい場所で休むなどの応急をするとよい。熱疲労は2度で、口から水分がとれない場合は病院へ搬送して、点滴などを受けられるようにしたい。あと、熱射病は3度に当たり、直ちに病院に搬送し治療を行う必要があるというふうになっております。

私たち農業者は、風通しのよいようなシャツとかいろんな帽子をかぶって、水分補給をしながら、暑いときには農作業をやらないとかそういうふうにやっていくのがよいとなっております。

それで、2点に入りますけれども、この夏の期間に町内において熱中症により搬送された方、熱中症が死亡原因と思われる人数をお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これについては、亶理消防署に調査依頼したわけでございますけれども、この調査内容については平成25年、ことしの6月から8月29日までの亶理消防署による救急搬送につきましては、軽症または中等症の症状で16の方が搬送されておりますが、幸いにして重症者はなく、また熱中症が原因と思われる死亡者はゼロであったということでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 渡邊健一議員。

10番（渡邊健一君） どうもありがとうございました。

本当に、死亡者がいないのが幸いであると思います。

それで、（3）に入りますけれども、小中学校で熱中症対策と、熱中症が原因で搬送された児童生徒があったのかお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 教育関係でございますので、教育長のほうから答弁をいただきます。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、小中学校での熱中症についてお答えをいたします。

熱中症の予防につきましては、先ほど町長がおっしゃいましたように水分補給と暑さを避ける、このことが一番大事だというふうに言われておりますので、町内の全児童生徒に登校時に水筒を持参させております。もちろん教室にも置いて、授業中にもものが渴いたというふうになれば水を含むというふうなことで、小まめに水分の補給をするように各学校に指導しております。

また、服装についても、例えば体育用のハーフパンツ、ロングじゃなくて半ズボンと言ったらいいんでしょうかね。そういうふうなもので、しかも通気性のよい衣類を着用するように声がけ、そしてまた外気温が35度以上、いわゆる猛暑日になるような場合には、外での活動はできるだけ自粛してほしいというふうなことを6月、7月の校長会、教頭会で指示しております。

各校舎等におきましては、熱中症にかかりにくい室内環境づくりのためにも、少しでも風通しのよくなるように窓の開閉あるいは扇風機、去年も結構暑かったものですから、各学校では扇風機をかなり買っていただいております。それを活用していただいているという状況でございます。

熱中症による救急搬送につきましては、幸いにも1学期までは結構暑い日はなかったものですから、1学期中には学校での生活の中で熱中症による救急搬送は1件もございませんでした。

ただ、夏休み中に、中学校の駅伝、8月28日にもうあったわけですが、夏休み中に各中学校では駅伝の練習をするんですね。その練習期間というか、角田市の上陸競技場周辺で行ったわけですが、現地での練習ということで角田市の競技場の周辺で練習していた際に、町内の中学校3年生の女の子が、暑い日にちょっと無理したのかもしれないけれども、ちょっと具合が悪くなりまして、救急車で中核病院に搬送された。ただ、すぐ回復いたしまして、意識も当然回復して元気を取り戻し帰宅したと。その1件だけでございます。あとは、家庭でもそういうふうな熱中症で搬送されたというのは、報告は聞いておりません。以上でございます。

議長（安細隆之君） 渡邊健一議員。

10番（渡邊健一君） 小中学校では、夏休みに駅伝の競技があったとき、女の子1人だけが搬送されたと。あと、これいいなと思ったんですけれども、各学校の児童生徒に

水筒を持参させ、教室で小まめに飲ませていると。これはよいことだと私も思います。また、半ズボンとか通気性のよいものということで、本当に学校でも苦労した人であるなど察しがつきます。

それで、4点目に移りますけれども、先ほど扇風機をいっぱい用意してもらったんだという話、教育長さんからお伺いしましたけれども、町内の小中学校の普通教室の冷房化率はどのぐらいか。また、今後の見通しについてお願いいたします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、普通教室の冷房化率というふうなこと、それから今後の見通しということでございますけれども、現在町内の小中学校の普通教室へのエアコン等の設置は、今のところ1カ所もございません。

ただ、保健室、子供たちが具合が悪くなったら、保健室には小中学校全て昨年度設置しております。それから、コンピューター室もございますので、機器等の故障を起こさないというふうなことで、コンピューター室には全て設置済みしております。それから、特別支援教室とか、あるいは体育館のミーティングルーム、これには一部エアコンを設置しております。

今後の見通しでございますが、1教室にエアコンを設置するというふうになりますと、どうしても費用というものが頭に浮かんでくるわけでございますが、1教室にエアコンを設置するというと約100万円がかかります。現在、小中学校全部の普通教室、115教室分あります。単純に計算しますと、工事費総合計で1億1,500万円以上かかるということでございますので、今現在被災した学校の再校を目指して復旧・復興に多くの予算を計上していますので、現時点では各教室にエアコン設置は難しい段階かなと思っておりますけれども、今後地球温暖化が進んでいるというふうに言われておりますので、震災の復旧・復興が一段落した段階で、関係課あるいは学校等と協議をしてみたいというふうに今現在では考えているところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 渡邊健一議員。

10番（渡邊健一君） 本当に、震災復興のほうで大変な労働力というか費用もかかっておりますので、それが一段落というかも早く決まってから、学校の教室にも、1教室ずつでもいいですから、冷房室ができるような状態に進めてほしいなと思います

ので、それでいいんじゃないかなと思っております。

これで、私の一般質問を終了させていただきます。

議長（安細隆之君） これをもって渡邊健一議員の質問を終結いたします。

この際、昼食のため暫時休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。休憩。

午後 0時03分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

なお、質問は簡潔にするようお願いをいたします。

次に、16番。鞠子幸則議員、登壇。

〔16番 鞠子幸則君 登壇〕

16番（鞠子幸則君） 16番 鞠子幸則です。

議長に言われたとおり簡潔に質問しますので、答弁もわかりやすく手短かにお願いいたします。

私は、3点について質問いたします。

まず第1点は、障害者、高齢者などの選挙権の保障について。第2点は、就学援助について。第3点は、被災者の住まいの確保について。3点について質問いたします。よろしくお願ひいたします。

まず第1点目。障害者、高齢者などの選挙権の保障について、3点質問いたします。

希望する視覚障害者に、点字の選挙公報を配布してはどうかであります。答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この件につきましては、選挙管理委員会に属しますので、書記長のほうから答弁をいたさせます。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） それでは、お答えいたします。

通常、選挙公報につきましては、選挙に際しまして立候補しました全ての候補者

や政党の政見などを原文どおりに記載した文書でございます。ご質問の視覚障害者の方に対応するために、宮城県選挙管理委員会では公益財団法人宮城県視覚障害者福祉協会へ選挙公報の点訳を委託し、点字版の「選挙のお知らせ」といたしまして希望する会員の視覚障害者へ直接配布されております。

ただし、これにつきましては衆参議員の国政選挙、それから県知事・県議会議員の県政選挙の執行に限られるものでございまして、町議会議員選挙を初めといたします町選挙管理委員会が執行する町の選挙につきましては、告示日から選挙当日までの期間が5日間というふうな短い期間でございます。この点訳につきましては、正確に点訳をして製本するまでに1週間程度かかるというふうに聞いてございます。そのようなことから、現実的に町の選挙におきましては期間が短いというふうなことで選挙期間内に配布するということが難しいというのが現状でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 私から言うまでもありませんけれども、選挙権は日本国憲法の前文で「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて」、省略しますけれども、「ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」と言うふうになっております。選挙権は、有権者が政治に参加する最大の権利というふうになっております。

今、説明ありましたけれども、総務省の調べによりますと11年度以降、知事選と国政選挙で点字か音訳のいずれかの公報、お知らせ版でいいですけども、公報を製作したのは、宮城県も含めて24都道府県となっております。

亘理町で身体障害者手帳を持っている方は全体で1,192人、そのうち視覚障害者は67人ですね。このうち、今言われていましたけれども、視覚障害者福祉協会に会員として入っている方は5人となっております。それで、提案しますけれども、10月1日の広報わたりには、点字の選挙のお知らせ版があると。そのためには、この障害者福祉協会の会員になる必要があると。そうなれば、必要な方は点字の選挙のお知らせ版を届けることができるということを10月1日の広報に掲載し、10月はお存じのとおり、10月10日公示、27日投票で県議会議員の選挙がありますので……。

（「知事」の声あり）27ね。10月10日公示、10月27日に投開票で知事選挙あります

ので、広報に掲載してはいかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 広報担当課のほうと協議いたしまして、スペースをあけていただきまして、とにかく間に合うような形で広報させていただきたいと思います。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 2点目に移ります。

聴覚障害者のために、投票所にコミュニケーションボードを設置してはどうかであります。このコミュニケーションボードは、「入場整理券がありません」「書き方がわかりません」など投票所でのやり取りを助けるシート、聴覚障害者が質問したいイラストを指で指すというものであります。これを投票所に設置してはどうかであります。答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 聴覚障害者のためのコミュニケーションボードにつきましては、東京都の選挙管理委員会が製作しまして、都内の選挙管理委員会が対応しているということについては、私も報道等で存じ上げております。これまで町内投票所での聴覚障害者の方につきましては、筆談等で対応しておりまして、これまで特別なご意見等をいただいたことはございません。

しかし、今後のことにつきましては、聴覚障害者関係団体等との意見を伺いながら、県の選挙管理委員会の指導を仰ぎながら、コミュニケーションボードの設置について今後の検討課題というふうにさせていただきたいと思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） こちらに、先ほども言いましたけれども、身体障害者手帳を持っている方で聴覚、耳の不自由な方は100人ですね。ですから、今答弁されたとおり聴覚障害者の団体や県の選管の援助をいただいて、検討をお願いしたいと思います。

第3点に移ります。

投票所のスロープの設置を改善してはどうかであります。例えば、私のところの逢隈第3投票所、高屋小学校集会所でありますけれども、ここは玄関には簡易のスロープがありますけれども、靴を脱いで床に上がる場所にはスロープはありませ

んでした。スロープの設置の改善をしてはどうかでありますけれども、答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） ただいまの鞠子議員のご質問のとおり、一部の会場につきましては段差があるというようなことは伺っております。ただ、構造上スロープの設置がなかなか難しい場所もございますけれども、教育施設、今お話に出ました高屋小学校等の教育施設につきましては、教育委員会とも協議しながら、固定ではなくて移動式のスロープ等の設置について早急に検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 亘理には15の投票所があります。調べてみましたが、それを述べますけれども、亘理第1、これは上館生活センターですね。これは、玄関のところに段差があって、床のところも段差があると。上町の人なんですけれども、70歳代以上のお年寄りの方が転びそうになっているので、ぜひ床の所にスロープをつけてほしいということをおっしゃいました。

亘理第2、保健センターは、これは玄関から床まで完全にスロープがあります。

亘理第3、亘理保育所ですね。玄関、これは段差がないんですけれども、床のところに簡易のスロープを玄関のところに置いてありました。

第4、公共ゾーン仮設住宅第2集会所、ここも玄関のところはスロープがあつて、床のところは段差が全然ありません。ですから、これは大丈夫、車いすでも投票できるというふうになっております。

吉田第1、農村創作活動センターですね。ここは、玄関のところは二段階に段差があつて、床も1段段差がありますけれども、ここには最近では簡易のスロープは設置されていないということでありました。

吉田第2、一本松公会堂。ここは、玄関のところは段差がありませんけれども、床に上がるときに、畳の床ですので1段、2段というふうになっていて、ここもスロープは設置されていないということでもあります。

吉田第4、農村環境改善センター。ここは、完全に玄関のところも床のところも固定のスロープが設置されておりました。

荒浜第1、勤労青少年ホーム。ここも同じく、玄関のところも床のところも固定のスロープが設置されておりました。

逢隈第1、B&G海洋センター。ここは、玄関のところはスロープが設置されておりますけれども、床のところは若干、3センチくらいあるんですけれども、あれは車いすでも大丈夫なので、ここはスロープを設置しなくても大丈夫だろうというふうに思います。

逢隈第2、鹿島保育所。鹿島保育所は、玄関のところはスロープになっておりますけれども、床のところは段差があって、車いすで実際投票に行った人がいて、みんなで車いすを持ち上げたというふうになっております。

それで、調べましたけれども、来年5月に町長選挙もありますので、1回調べて改善できるところは簡易スロープを設置するなり、もう1回答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 議員ご指摘のとおり、早急に現場を確認しまして、できるところについては早急に対応したいというふうに考えてございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 2点目に移ります。

就学援助についてであります。

生活保護基準が引き下げられました。これは、2013年8月から3年で最大10%の引き下げであります。この生活保護基準が引き下げられましたけれども、引き続き就学援助の金額を据え置いてはどうかであります。答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 教育委員会関連でございますので、教育長のほうから答弁をいただきます。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、鞠子議員にお答えいたします。

今、お話あったとおり、生活保護基準引き下げられたわけでございますが、その影響等について若干ご説明申し上げたいと思います。

準要保護の対象者の認定に当たっては、生活保護基準に一定のケース、本町、亙

理町では1.5を掛けたものと世帯全員の所得額を比較する方法によって行っております。そのため、生活保護基準が引き下げられれば認定の基準となる所得の基準額が下がることから、該当者が若干減るなどの間接的に影響が出るものと今のところ考えております。

さて、就学援助の金額でございますけれども、当町では通常国が示す要保護及び特別支援の補助上限に合わせた単価にしておりますが、震災後は従来の準要保護と震災による被災児童生徒への就学援助単価に差が出ないようにと、宮城県の被災児童生徒就学援助補助事業単価に基づきまして年度当初に決定しておりますので、本年度、平成25年度は変更しないということになります。

ただし、来年度以降におきましては、県の補助単価のもし見直しがあれば、その状況により判断していかざるを得ないのかなというふうにも今のところ考えているところでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 就学援助は、法的な根拠を言いますと憲法26条ですね。これは、教育を受ける権利、教育を受けさせる権利と。憲法の26条ですね。そして、教育基本法の第4条ですね。これは、教育の機会均等ですね。そして、学校教育法の第19条、これは経済的な就学困難への援助の義務。そして、法律の名前は長いですがけれども、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律、いわゆる就学奨励法ですね。こういう法的な根拠に基づいて行われているわけでありまして。

それでお伺いしますけれども、今年度の現時点でいいですから、児童の要保護及び準要保護、何人いるかわかれば答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） お答えいたします。

今年8月末現在でお答えしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

初めに、小学校児童のほうですけれども、要保護は7人、準要保護が402人でございます。この準要保護の内訳を申し上げます。通常の準要保護、一般の準要保護ですね。こちらが122人、あと災害関係の準要保護になる部分ですけれども、こちらが280人となっております。

次に、中学校ですが……。 (「いや、まだそこでいいです。今から聞きますから」の声あり) ああ、そうですか。

議長 (安細隆之君) 鞠子幸則議員。

16番 (鞠子幸則君) 聞いたことだけ答えてもらえばいいです。

それで、お伺いします。中学校の生徒の要保護及び準要保護、述べていただければと思います。

議長 (安細隆之君) 学務課長。

学務課長 (遠藤敏夫君) 余計なことを申し上げて、ご迷惑をかけました。

それでは、中学校のほうを申し上げます。要保護については6人、準要保護合計で259人。従来の準要保護関係が93人、内訳になります。震災関係が166人となっております。以上でございます。

議長 (安細隆之君) 鞠子幸則議員。

16番 (鞠子幸則君) 生活保護の基準が下げられることによって、問題になるのが準要保護ですね。亘理町の場合は、生活保護が1.5倍を目安に準要保護を行っているというふうになっております。しかも、2005年、平成17年からこの準要保護については、今まで国の補助金でありましたけれども一般財源になって、国の責任を、私から言えば、放棄して自治体任せにしているという問題点があります。

それで、小学校の児童の場合は402人、中学校の場合は259人ですけれども、今回の生活保護基準が引き下げられることによって1.5倍以上になる児童生徒は、要するに所得を1.5倍上回る児童生徒は何人いますか。

議長 (安細隆之君) 学務課長。

学務課長 (遠藤敏夫君) お答えいたします。

実は、この基準につきましては、新年度に対してのデータは持ってございませんので、今現在この人数の中で、この生活保護基準を下げられたことによって所得のぎりぎりの線の方が何人いるのかということで申し上げさせていただきます。

まず、1.4から1.5倍で計算した方で1世帯でございます。1.3から、仮に1.4で計算していくと3世帯でございます。よって、今現在で考えれば1世帯の方が該当から外れる可能性があると言えらると思います。以上でございます。

議長 (安細隆之君) 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 1世帯ですね。

所得は変わらないけれども、生活保護基準が下げられたことによって1.5倍を上回るから、準要保護が外れると。これは、ある意味ではゆゆしき自体であって、1.5倍から例えば1.5倍に準ずるという形で、そういう文言も含めて、この1世帯の方も含めて引き続き準要保護、就学援助を受けられるようなことが、私、必要だと思うんですね。先ほど憲法も言いましたし、教育基本法も言いましたし、学校教育法も言いましたし、就学奨励法も言いましたから、その憲法、法律に基づけば、こういう方を出さないような取り組みを来年度以降もする必要があると思いますけれども、答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 今、学務課長からお話しあったわけですが、1.5倍になると1世帯というふうなことでございますので、先ほども言いましたように県の方向性を踏まえながら十分対応してまいりたいというふうに思っております。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） じゃあ、3点目に移ります。

3点目は、被災者の住まいの確保であります。2点お伺いいたします。

まず1番目として、災害公営住宅についてでありますけれども、3点質問しますけれども、一個一個答弁をお願いいたします。

まず、①として、これは連帯保証人です。町営住宅条例第10条第1項を災害公営住宅にも適用してはどうかであります。答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって、連帯保証人の規定についてただいま議員からお話のとおり、亶理町町営住宅条例第10条の規定に基づきまして、原則として町内に住所を有し、かつ入居予定者の同等以上の収入を要する者2名が必要であると規定されています。

しかし、今回の大震災により親族が不幸にして亡くなった方や遠くにお住まいになっている方もおり、特例として町内2名となっている規定を1名は町外でもやむを得ないと考えており、またどうしても2名の連帯保証人が見つからない場合に

は、担当課であります都市建設課のほうにご相談願いたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 公営住宅法は、憲法の第25条、これは国民の生存権を規定したものでありますけれども、「全ての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と。これに基づいて、公営住宅法の第1条、この法律の目的ということで、「この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、または貸与することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する」ということが公営住宅法の目的であります。

先ほど、町長も互理町町営住宅条例の第10条を引用しましたけれども、ここには「入居予定者は、2名の連帯保証人を立てなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認める入居予定者については、この限りではない。」というふうになっておりますけれども、この特別な事情というのは具体的にどういうことを指しているんですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいまも答弁で申しあげたとおり、今回の大震災により親族、要するに連帯保証人が足りない場合については、本来ですと町内2名の方が連帯保証人になることが原則でございますけれども、どうしても町内にいない場合については遠方の方、町外の方でもよろしい。そしてまた、どうしても2名の連帯保証人ができない場合については、やはりその事実と実情を担当のほうと協議して、相談に乗るということになろうかと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 私が、この方は浜吉田東の行政区なんですね。震災に遭って、うちも解体して、今公共ゾーンの仮設住宅に入っておりますけれども、3人なんですね。70代のお父さん、お母さん、あと障害を持っている子供さんですね。この方は、東京から互理に来た方ですけれども、互理には親戚はいないし、宮城県にも親戚はいないと。東京にはお母さんの妹さんがいますけれども、この妹さんも扶養されているのでなかなか連帯保証人にはなれないと、困っているという話をされてお

りました。ですから、連帯保証人1名は町外でもいいと。それができなければ、都市建設課に相談をしてほしいという答弁でありますので、今後災害公営住宅に仮申し込みして、本申し込みするときにも周知徹底する必要がありますけれども、その点いかがですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） そういう方法で進めたいと思いますので、どうしてもなかった場合については、鞠子議員さんが十分その方との親しみもあるようでございますけれども、鞠子議員さんが連帯保証人も可能かと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 親しい関係にあるとありましたけれども、私が連帯保証人になるかどうかというのは、検討させてください。

次に移ります。

次は、家賃の免除または徴収猶予ですね。この適用は町営住宅条例の第15条に規定されておりますけれども、これを災害公営住宅にも適用してはどうかであります。答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これについても、ただいまお話のとおり被災された方々について適用するというところでございまして、特に第15条については収入が著しく低額であるときや病気にかかったとき、または震災により損害を受けたときなど特別な事情があるときには減免、または猶予することができる規定であります。

今回の大震災により、政令月収でございましてけれども、8万円未満の世帯については東日本大震災特別家賃低減事業として入居から5年間は家賃が低減され、6年目から10年目まで段階的に引き上げられます。そして、11年目以降は本来の家賃となるようでございます。このように、被災者に対しましての特別家賃低減制度が適用されますが、新たな減免申請などについては書類審査の上、条例に基づきまして対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 公営住宅法のこの第16条には、家賃の決定という規定があります。その第4項には、「事業主体は、第一項の規定にかかわらず、病気にかかっている

ことその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、家賃を減免することができる。」というふうになっております。第5項には、「前各項に規定する家賃に関する事項は、条例で定める」と。先ほど町長言いましたけれども、減免については条例で定めるというふうになっております。

家賃の徴収猶予については、公営住宅法第19条で、「事業主体は、病気にかかっていることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、家賃又は敷金の徴収を猶予することができる。」というふうになっております。

それで、町の町営住宅条例の第15条の第2項には、先ほど町長説明したとおり、収入が著しく低い場合とか病気の場合、災害に遭って著しく損害があった場合、この前各項の規定により家賃の免除その他基準等々必要な事項は別の定めになっております。これに基づいて、町営住宅施行規則ではどういうふうに規定されているんですか。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） 家賃の減免、そして徴収猶予の関係の規則でございますが、これらの県と同じような規則を持っております。それで、例えば第1項第1号ですけども、計算しまして7万2,800円と、これ政令月収です。これを下回る場合には、減免をすることができるこのような規定でございます。

それで、この7万2,800円という計算方法ですけども、政令月収、これは税法に基づく所得でございます。それプラス、今度、非課税額がございます。例えば、遺族年金、児童手当、こういう非課税部分を足して、そして12で割って、これが7万2,800円を下回れば減免の対象とこのような計算方法でございますので、今回も災害でこのような方がいれば、減免の対象とするこのような規定になっておるわけでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今回、災害公営住宅、集合も戸建てもそうなんですけれども、家賃が高くて大変だという方は、私は誰も聞いておりません。なぜかという、恐らく家賃が、先ほど町長説明しましたけれども、5年間は軽減されるわけなんです。例えば、西木倉の2DK、ここが政令月収がゼロの場合は5,000円なんです。本

来は1万6,200円ですけれども、5年間は5,000円だと。段階的に引き上げられますけれども、11年度から初めて1万6,200円になるというこの措置があるから、高いというふうには言っていない。

しかし、やむを得ないと、仕方がないというふうになっております。その背景には、一日も早く仮設住宅から出て、新しい災害公営住宅に入りたいという思いがあって、それとさっき言いましたけれども、5年間は低減されるということがあって、意外だったんですけれども高いという方はいなかったんですね。

ただし、例えば館南仮設住宅に入っている方で、75歳以上のお年寄りだけの世帯なんですね。お父さんは年金がなくて、お母さんは国民年金で月6万円なんですね。この方は、上浜街道の集合の災害公営住宅を仮申し込みして、2DKですけれども、当面5年間は6万2,000円なんですね。そして、本来は2万円なんです。6万円から、11年後、2万円を払うというのはなかなか大変であります。それで、条例及び施行規則に基づいて減免及び家賃の徴収猶予をやりたいという方については、誠実に対応していただきたいということでもありますけれどもいかがですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） それらについては、今後の課題かなと思っておるところでございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） じゃあ、3番目に移ります。

スペースに余裕があれば、1台以上駐車可能にしてはどうかであります。答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 町が管理している町営住宅、皆さんもご案内のとおり袖ヶ沢、そして倉庭、下茨田の3カ所に町営住宅がありまして、その世帯数が219世帯の町営住宅となっております。その駐車場の状況について申し上げますと、1世帯当たり1台に決めてご理解とご協力をいただいております。

これは、住宅敷地内に公園あるいは広場、集会場などを設置する必要があり、限られた土地を有効に活用しなければならないためでございます。2台以上保有している家庭におきましては、近隣の駐車場をお借りしている状況が現在の町営住宅の

駐車場の管理状況でございます。

今回の建設予定である災害公営住宅についても、同等の理由により基本的には1世帯当たり1台とさせていただきたいと考えておりますが、今後の整備状況を踏まえながら、駐車場のスペースについては検討課題とさせていただきたいと思っております。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 具体的にお伺いしますけれども、例えば荒浜の西木倉集合住宅ですね。ここは、100戸が入居する予定なんですけれども、この100戸分の駐車場は確保しているというふうに考えていいんですか。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 計画では、1世帯当たり1台分ということでございますので、100台分の駐車場は確保する計画となっております。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 100戸分確保してあると。これから仮申し込み、本申し込みとなると、100戸分ありますと例えば70戸、30戸余るということもあり得ますね、当然ね。あり得ますよね、それはね。弱の場合もあるんですけれども、あり得ますね。

そのときに、例えばAという方に車がないと。Bという方に車はあると、2台あるんだと。だけれども、Aという方は余りしょっちゅう来る人はいないと。Aの方の駐車スペースはあいているというふうな場合、AとBの間で1台を、Bの方がAの駐車場を借りるということ、これはいいんですか。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） そういう例もあろうかと思えます。ただ、このAさん、Bさんの例で申し上げますと、たとえばBさんに車がないからAさんから借りると。Bさんの子供さんが仙台から頻繁に来るということも想定されます。

それで、町といたしましては、あいているからいいですよと、これは申し上げることはできないだけでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 申し上げることはできないけれども、AとBの間ですからやめろというふうにも言えない。いずれにしても、仮申し込みがあって本申し込み確定し

て、駐車スペースが確定しますよね。そこら辺は、やっぱり柔軟に対応する必要があります。要するに、実情に応じて対応する必要があると思うんですね。

私も2月に、2月の段階では、この人、長瀬の新海岸なんですね。親子で住んでいて、3台車あるんですよ。原則、災害公営住宅は1台だということで悩んでいたんですけども、何とか上浜街道の戸建てのところを仮申し込みして、駐車場についてお伺いしたら何とか確保できるというふうに言うておりましたので、今後いろんな現状を踏まえて柔軟に対応する必要があると思いますけれども、この柔軟ってどういう意味かと聞かれるとあれですけども、その点でいかがですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 柔軟というのは大変難しいんですけども、ケース・バイ・ケースということで、今後の検討課題ということでご理解願いたいと思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） じゃあ、2点目に移ります。

津波被災住宅再建支援等補助金について、転出者も対象にしてはどうかであります。答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この補助金につきましては、東日本大震災で津波により被災した地域における住民の定着を促し、復興まちづくりを推進するための交付金であります。

県の示す基金交付金交付要綱に示されている基本的な考え方は、定住を促すため、同一市町村内で住宅を再建する世帯と定められており、町の復興本部会議でも検討した結果、同様に取り扱うこととしたものであります。なお、その内容については、議会のほうにもご報告をさせていただいておるところでございます。

そのようなことから、被災地からの人口流出を抑えるため、町内で住宅の再建をする方に対し補助を行うもので、町外で住宅を再建する方については対象としないという考え方でおります。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 一つ一つ聞いていきます。

先ほど説明にもありましたけれども、東日本大震災復興基金交付金（津波被災住宅再建支援分）ということで、議会に示された町の資料によりますと、事業予算は48億7,930万円ですね。財源の内訳は、復興基金交付金津波加算分ということで39億4,000万円ですね。県からの基金及び一般財源で対応ということで9億3,930万円ですね。この9億3,930万円のうち、一般財源は約4億円から5億円とされております。

それで、お伺いしますけれども、震災基金交付金津波加算分39億4,000万円、これは平成24年度の国の補正予算にかかわる震災復興特別交付税、これが原資というふうに思いますけれども、それでよろしいですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） そのとおりでございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） その津波被災地域の住民の定住促進のための震災復興特別交付税、その概要の中に、先ほど若干町長も説明されましたけれども、「津波による被災地域において安定的な生活基盤(住まい)の形成に資する施策を通じて住民の定着を促し、復興まちづくりを推進する観点から、被災団体」、これ市町村ですね。「被災団体が、地域の実情に応じて弾力的かつきめ細かに対応する」ということで、柔軟で弾力的できめ細かな対応をするというふうになっているということ、被災者の具体的な支援についてそれぞれの被災団体が地域の実情に応じて決定するというふうになっていて、転出者だから補助対象にしてはだめだというわけではありません。

実際問題とすると、宮城県の沿岸部の自治体では、これは被災者支援課の資料によりますけれども、13の地域ですね。仙台海側、仙台陸側、石巻、気仙沼、七ヶ浜、女川、東松島、利府、多賀城、名取、岩沼、山元、亘理というふうになっていて、このうち転出者に支援を行っているのは気仙沼市100万円、女川町200万円、東松島300万円と少数でありますけれども、13のところ、3自治体は転出者にも支援をしていると。

ちなみに、転入者、転入者というのは例えば石巻で被災し亘理に転入した方ですね。ここは7自治体ですね。7自治体というのは、気仙沼、七ヶ浜、東松島、利

府、多賀城、亶理、山元というふうになっております。

3自治体は転出者にも補助しているというこの点については、どういうふうに考えますか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 亶理町から転出し、それに対する補助を出す。そして、ある市町村に行って転入者にも出すという、重複して補助金をもらうという形になるかと思えます。そういうことから、やはりこの制度そのものについては、定住促進のための補助ということで考えておるわけでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） さっき私説明しましたけれども、確かに定住を促進するというのがありますけれども、具体的な被災者への支援についてはそれぞれの地域の実情に応じて補助をするというふうになっておりますので、そういうことを考えますと、例えば気仙沼市においては一関に転出しているとか、女川町、東松島もそうです。人口流出がありますけれども、それの方々にも、転出者にも補助を行っている、この点についてはどうお考えですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 先ほど申し上げたとおり、今までの住所にあったところから転出した方に対しても補助というのを出す、転出先においては転入した方に対しても補助金をもらうということになりますと、二重にももらうという形になりますね。そういうことはいかなるものかと私は考えておるわけでございます。その市町村にとどまってもらう方は、その市町村からの補助制度1回という形になりますので、その辺を十分踏まえまして復興会議のほうで決定をさせていただいたところでございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 例えば、具体的な例を言ってあれですけども、気仙沼の住民の方が一関に転出したときには100万円が出るんですね。そして、例えば被災している石巻から気仙沼に転入した人は150万円ですよ。ですから、Aという方に二重になるわけでないんですね。Aという方が二重に補助金を受けるわけでないですよ。答弁お願いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） やはりこの制度そのものについては、国からの補助金であって税金を使うということから、やはりその市町村市町村の被害状況、それらを十分勘案の上、この制度そのものを有効に活用した制度ということで、町のほうではそのように決定をさせていただいたということでございます。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

1 6 番（鞠子幸則君） じゃあ、お伺いします。

この震災復興基金ですね。この残高は、平成24年度末、約52億4,700万円ありますけれども、実際互理からほかの市町村に転出した方は何人いますか。

議 長（安細隆之君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（齋藤幸夫君） お答えします。

まず、生活再建の加算分ということで申請あった方、今現在で約650件ほどございます。その中で、今現在町外に住所を有している方、そういった方もおります。約3割の方がおります。その方々が、町外で再建するかまた町内に戻ってくるか、そういったものがまだわかってはございませんが、その中でも危険区域内で個別移転した方が15名ほどおります。その中で、見込みではございますが、約50件ほどに該当するのではないかとというふうに考えております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

1 6 番（鞠子幸則君） 今の説明は、震災以降、ほかの自治体に転出した方が50世帯というふうに理解していいんですか。

議 長（安細隆之君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（齋藤幸夫君） あくまで、まだ見込みでございますので、50件ぐらいではないかということでございます。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

1 6 番（鞠子幸則君） 仮に、この転出した方々に100万円を補助するとなると、5,000万円ですね。だから、100人なら1億円なんですよ。1億円という額は、先ほど言いましたけれども、50億円以上の基金の残高があるので財政的には大丈夫なんですよ。財政的には大丈夫なの。問題は、やるかやらないかの話なんです。

それで、具体的に被災者の話をしますと、長瀬の新海岸に住んでいた方で、角田

に転出して土地と建物を買って住んでいるんですね。この方は、今回の亙理町のこの補助制度には該当しないわけなんです。角田にもそういう制度はないということで、いわゆる何も補助が出ないということで、なぜ同じ被災を受けたのにもかかわらず、転出したからといって補助の対象にならないのかと、これは理解できないと。私も理解できないんですね、それはね。だから、何らかの形で、この補助制度を使うかどうかは別にして、何らかの形で補助を行う必要があると思いますけれどもいかがですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） やはり、この補助制度そのものについては、先ほど来何回となく申し上げておるとおり、亙理町に住んで被害を受け、亙理町で再建をするという方々に対しての交付金ということでご理解願いたいと思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 危険区域内の方で亙理町から町外に転出した方については、これ補助あるんですか、ないんですか。

議長（安細隆之君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（齋藤幸夫君） 危険区域内の方についての支援はございます。

あと、それと、今回この津波被災住宅再建支援分につきまして、危険区域の制定前に個別で移転された方、そういった方についても今回の交付金で支援したいというふうに考えております。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） じゃあ、お伺いしますが、危険区域内で町外に移転した人については補助金がある。あくまでもですよ、補助金があると。だけれども、危険区域外で転出した方については補助金はないと。これは、どういうふうに説明するんですか。

議長（安細隆之君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（齋藤幸夫君） 危険区域内に制定された方々については、住む場所がないということでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） これで終わりますけれども、いずれにしてもぐるっとこう見ていま

すと、例えば危険区域外の方に補助金が出るというのは、昨年決まったことなんですよ。危険区域外で補助金が出るというふうに思っていなかった方が多かったんですね。しかも、危険区域内でも当初はローンを組んでいた方だけに補助が出て、実費の方には補助がなかったですね。しかも、亙理町の場合は、災害危険区域を指定する前の方で町外に移転した人は補助の対象外と。だけれども、危険区域後に移転した人には補助が出ると。こういうことがあって、被災者の皆さんの声とか被災者を支援する国民の声があって、危険区域外でも支援しましょう、そして危険区域内でも実費でも、あとローンでも、しかも災害危険区域に指定される前後を問わず支援しましょうとこういうふうに向向きになっているんですね。これは、被災者の声と国民の声によって政治が前向きに動いているわけなんです。

ですから、今後ぜひともいろいろな補助金、この国の震災復興特別交付税を使わなくても、危険区域外で転出した方にも何らかの補助をする必要があるというふうに思いますけれども、最後答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これらについては、やはり制度的な内容の変更、国もですけども、国に対しまして県並びに被災された市町村がいろいろと要望活動の結果、この制度そのものが前進したと思っておるところでございます。

しかし、その制度そのものについては、やはり基本を余り崩すことなく、やはり公平な内容で進めてまいりたいと思っておるところでございます。以上でございます。（「終わります」の声あり）

議長（安細隆之君） これをもって、鞠子幸則議員の質問を終結いたします。

以上で一般質問を終了いたします。

本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 2時00分 延会

上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 安 細 隆 之

署 名 議 員 鈴 木 高 行

署 名 議 員 鈴 木 邦 昭